

(付)平成12年国勢調査結果(確報)による神戸市の修正推計人口

毎月推計人口は、5年ごとの国勢調査の間を補うため、前回国勢調査人口に住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく届出数を加減し算出している。

しかし、国勢調査の人口には、住民基本台帳等に登録されていなくても調査時期に当該地域に常住している者が含まれるし、逆に、住民基本台帳等に登録されていても当該地域に常住していない者はこれに含まれない。このような定義の相違や届出の遅れなどから、5年間で推計人口と国勢調査結果の間には差が生じることになる。

従来の方では、5年間で生じた差を既公表推計人口に分散させる方法により、遡及推計人口としてきた。しかし、今回は震災の影響により、平成10年10月1日に被災地人口実態調査を実施し、同年11月1日以降は、この調査結果をもとにした推定人口を公表してきたことから、今回は以下の方法にて遡及修正を行った。

まず、平成10年10月1日の被災地人口実態調査結果と推計人口との差を、平成7年11月1日から平成10年9月1日までの既公表推計人口に分散させて遡及推計人口とし、さらに平成12年10月1日の国勢調査による確定人口と推定人口の差を、平成10年11月1日から平成12年9月1日までの既公表推定人口に分散させて、遡及推定人口とする。

ただし、出生、死亡、転入、転出などの人口動態については修正を行わない。

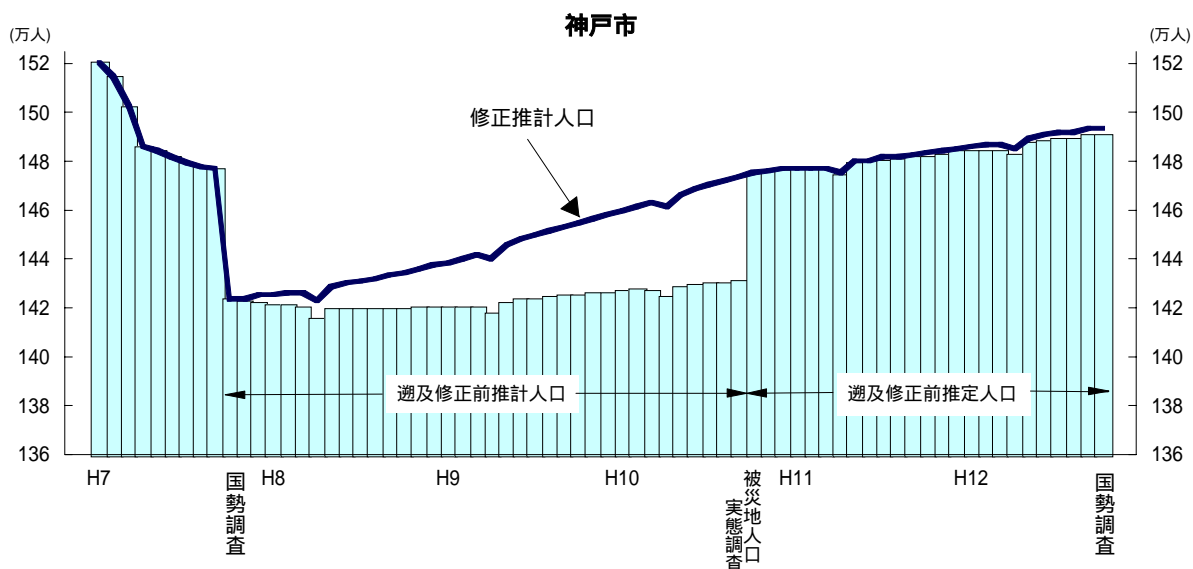
(注)被災地人口実態調査

平成7年国勢調査時「震災の影響で届出をせずに市外に住居を移した人」が多数存在し、その人が国勢調査後、市内に戻ってきても人口増にならない。

国勢調査後、転出の届出をすると、調査時にカウントしていないにも関わらず人口減となる。

ことから、「推計人口」が実態人口より過少であると指摘されていた。

そこで精緻な人口実態を把握することを目的に、兵庫県が被災市町とともに、総務省の指定統計である平成10年「住宅・土地統計調査」結果を基に行った調査である。



【人口遡及修正要領】

1 遡及修正の対象項目

全市及び各区の総人口，男女別人口及び世帯数について，全てを各月毎に遡及修正する。

なお，平成 10 年 10 月 1 日実施の被災地人口実態調査では，支所・出張所単位での調査は行われていないため，遡及修正についても支所・出張所単位では行わない。

2 対象期間

平成 7 年 11 月 1 日～平成 12 年 9 月 1 日の各月 1 日現在

3 修正方法

- (1) 各区の男女別人口と世帯数を次の方法により求める。

平成 7 年 11 月 1 日～平成 10 年 9 月 1 日

平成 7 年 10 月 1 日の国勢調査結果に基づく推計人口と，平成 10 年 10 月 1 日実施の被災地人口実態調査結果【A】を用いて以下のように行う。

修正推計人口 = 各月の推計人口

$$+ (【A】 - \text{平成 10 年 10 月 1 日の推計人口}) / 36 \\ \times \text{平成 7 年 10 月からの累計月数}$$

平成 10 年 11 月 1 日～平成 12 年 9 月 1 日

平成 10 年 10 月 1 日実施の被災地人口実態調査結果に基づく推定人口と，平成 12 年 10 月 1 日の国勢調査結果（確定値）【B】を用いて，以下のように行う。

修正推計人口 = 各月の推定人口

$$+ (【B】 - \text{平成 12 年 10 月 1 日の推定人口}) / 24 \\ \times \text{平成 10 年 10 月からの累計月数}$$

四捨五入については，各区の男女別人口の推計後に小数点以下で行う。

- (2) 各区の総人口を，(1)で推計したそれぞれの男女別人口の計で求める。

- (3) 全市の総人口及び男女別人口を，各区の当該数の合計で求める。